

(案)

令和8年度

統計調査関係物品等の運送に係る単価契約

沖縄県

(案)

貨物運送契約書

沖縄県知事 玉城 康裕 (以下、「甲」という。) と〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (以下、「乙」という。) とは、甲の貨物の運送及びこれに付帯する業務について、下記の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、この契約及び乙が国土交通大臣の認可を受けた運送約款に従い、運送業務を誠実に履行するものとする。

(目的)

第2条 甲は貨物の運送業務を乙に委託し、乙は甲の指示に従い甲の指定する場所へ貨物を運送するものとする。

(契約単価)

第3条 運送業務の単価は、別紙の単価表のとおりとする。

(契約期間)

第4条 契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、沖縄県財務規則第101条第1項の規定に基づき契約金額の100分の10以上とする。ただし、同条第2項に該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除するものとする。

(契約履行の場所)

第6条 貨物の集荷・引き渡しは、沖縄県企画部統計課 (沖縄県庁本庁舎7階及び南部合同庁舎4階) 及び甲の指定する場所で行う。

(貨物の運送)

第7条 乙は、甲から貨物運送の申し入れがあった場合は、前条で定めた場所で集荷を行うものとする。

2 乙は、甲からの前日までの集荷依頼に対応するものとし、集荷の時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、臨時の集荷を甲から委託された場合は、乙はその都度可能な限り迅速に集荷を行うものとする。

3 乙は、甲から貨物運送の申し入れがあった場合は、正午に集荷を行い翌日の午後4時に東京都内へ配送するものとする。

(案)

- 4 甲は貨物を乙に引き渡し、乙は引き受けを証する書面を甲に交付する。
- 5 乙は、甲から引き受けた貨物を、航空及び陸上輸送等により迅速かつ確実に着地（荷受人）まで運送する。ただし、航空及び陸上輸送等については全て乙に一任する。
- 6 一般貨物と異なる取り扱いを要する場合は、集荷及び運送等の取り扱い方について、その都度甲乙協議の上これを行うものとする。

(契約代金の支払い)

- 第8条 乙は、貨物の運送が完了した後、単価表から算出した代金を甲に請求するものとする。ただし、代金は毎月末日締め切りとし、前月の代金を一括して甲に請求するものとする。
- 2 請求金額に1円未満の端数があるときは、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年3月31日法律第61号)第2条第1項の規定に基づき、その端数金額を切り捨てるものとする。
 - 3 甲は、前項による適法な請求書を受理したときは、内容を審査のうえ、受理した日から起算して30日以内に、乙に対してその代金を支払うものとする。
 - 4 貨物の運送に関し、乙が立替金及びその他特別の費用を支出した場合には、甲は乙に対し、その金額を支払わなければならない。

(支払遅延に対する遅延利息の額)

- 第9条 甲が、自己の責に帰すべき事由により運送料の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、天災地変等やむを得ない事由による場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

※契約締結時までに「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」に基づき、財務省告示で定められる支払遅延利息の率が改正された場合は、改正後の遅延利息の率とする。

(履行遅延)

- 第10条 甲は、乙が契約期間内にその義務を履行し終わらないため、期間の延長を求めたときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し沖縄県財務規則第109条第1項に定める率で計算した違約金を徴収して承認することができる。ただし、天災、地変その他乙の責によらないものについては、違約金を徴収しない。

(案)

2 前項の違約金は、契約代金支払いのときに控除し、その額が支払金の額を超えるときは、その超える額を徴収する。

(権利義務の譲渡)

第11条 乙は、契約によって生ずる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の必要があつて甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次に掲げる各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 契約期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 着手期日を過ぎても着手しないとき。
- (3) 契約の履行について不正な行為をしたとき。
- (4) 乙から契約解除の申し出があつたとき。
- (5) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (6) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、乙が沖縄県財務規則(昭和47年5月15日規則第12号)又は本契約に違反したとき。

2 甲は、第1項各号の規定に該当しなくても、やむを得ない理由があるときは、契約を解除し、その履行を中止させ又はその一部を変更することができる。

3 甲は、契約の解除、履行中止又は変更する場合は、乙に書面で通知しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第13条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条の第5号から第9号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第14条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(秘密の保持等)

第15条 乙は、契約履行により知り得た甲の業務内容その他業務に関連する一切の情報を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、運送業務に関する資料を転写し又は第三者に閲覧もしくは貸し出してはならない。

3 前二項は、本契約の終了後も効力を有する。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、甲および荷受人のプライバシーを尊重し、個人情報保護に関する法令を遵守しなければならない。

2 乙は、個人情報を厳格に保護することを重要な責務と認識し、全ての社員(パート、アルバイト、派遣職員を含む)において個人情報の適切な管理に努めなければならない。

3 乙は、業務上知り得た個人情報を、本契約に定める運送業務及びこれに付帯・関連する業務以外には一切使用してはならない。

4 乙は、業務上取り扱うデータの漏洩、滅失または毀損の防止、その他の個人データの安全管理のため、十分なセキュリティ対策を講じ、適切な措置を講じなければならない。

5 乙は、保有している個人情報について、漏洩等安全確保上問題となる事案が発生した場合には、被害状況、復旧等の措置等について、ただちに報告しなければならない。

(案)

6 前5項は、本契約の終了後も効力を有する。

(損害賠償)

第17条 乙は、その責に帰すべき理由により、運送業務の処理に関し、甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(合意管轄)

第18条 本契約に関する紛争については、乙の本店所在地を管轄する裁判所を合意管轄とする。

(規定外事項)

第19条 この契約により難い事情が生じたとき、またはこの契約について疑義が生じたときは、当事者相互の誠意ある協議により解決を図るものとする。

この契約締結を証するため、契約書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

那覇市泉崎1丁目2番2号

甲 沖縄県知事 玉城 康裕

乙

単価表

(単位:円) ※税別

元 払 い	集荷元	配達先	サイズ(cm)	単価
	統 計 課	沖縄本島	60	
			80	
			100	
			120	
			140	
			160	
	統 計 課	沖縄県内の離島地域	60	
			80	
			100	
			120	
			140	
			160	
	統 計 課	東京	60	
			80	
			100	
			120	
			140	
160				

単価表

(単位:円) ※税別

元 払 い	集荷元	配達先	重量(kg)	単価
	統 計 課	沖縄本島	2kg以内	
			5kg以内	
			10kg以内	
			15kg以内	
			20kg以内	
			30kg以内	
	統 計 課	沖縄県内の離島地域	2kg以内	
			5kg以内	
			10kg以内	
			15kg以内	
			20kg以内	
			30kg以内	
	統 計 課	東京	2kg以内	
			5kg以内	
			10kg以内	
			15kg以内	
			20kg以内	
30kg以内				